

主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

職権により調査するに、被告人には他人の自転車を窃取した犯行があるとして起訴されたものであるが、第一審裁判所は起訴にかゝる公訴事実を認めるに足る証明がないとして無罪の判決を言渡した。これに対し、右判決は事実を誤認したものであるとして検察官から控訴の申立があり、原審は検察官の右控訴趣意を容れ前記第一審判決を破棄し、自ら何ら事実の取調をすることなく、ただ訴訟記録及び第一審裁判所で取り調べた証拠のみによつて、直ちに被告人に対し有罪の判決を言い渡したものであることは、本件記録に徴し明らかである。

しかし本件の如く第一審判決が犯罪事実の存在を確定せず、犯罪の証明なしとして無罪を言い渡した場合に、控訴裁判所が右判決を破棄し、何ら事実の取調をすることなく、訴訟記録及び第一審裁判所で取り調べた証拠だけで直ちに被告事件について犯罪事実の存在を確定し有罪の判決をすることは、刑訴四〇〇条但書の許さないところであることは、昭和二六年（あ）第二四三六号同三一年七月一八日言渡大法廷判決の示すところである。従つて、自ら何ら事実の取調をすることなくして、無罪の第一審判決を破棄して前記の如く直ちに有罪の言渡をした原判決は違法であつて、弁護人の上告趣意に対する判断をまつまでもなく原判決は破棄を免れない。

よつて、刑訴四一一条一号、四一三条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官田中耕太郎、同齋藤悠輔、同本村善太郎、同池田克の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。

裁判官田中耕太郎、同齋藤悠輔、同本村善太郎、同池田克の反対意見は次のとおりである。

犯罪の証明なしとして無罪の言渡をした第一審判決を破棄し、訴訟記録及び第一審裁判所において取り調べた証拠のみにより直ちに判決することができるものと認め、被告人に対し有罪の言渡をした原判決には何ら違法はないこと、前記大法廷判決記載の田中、斎藤、本村三裁判官の反対意見のとおりであるから、本件上告は棄却さるべきものである。

検察官 安平政吉出席

昭和三一年九月二六日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	田	中	耕	太	郎
裁判官	栗	山		茂	
裁判官	真	野		毅	
裁判官	小	谷	勝	重	
裁判官	島			保	
裁判官	斎	藤	悠	輔	
裁判官	藤	田	八	郎	
裁判官	谷	村	唯	一	郎
裁判官	小	林	俊	三	
裁判官	入	江	俊	郎	
裁判官	池	田		克	

裁判官河村又介、同本村善太郎は病気につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 田 中 耕 太 郎